

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職制） 第 1 1 条 事務局に教育次長，課に課長，教育機関には館長，<u>場長又はセンター長</u>（以下「課長等」という。）を置く。 2 略</p>	<p>（職制） 第 1 1 条 事務局に教育次長，課に課長，教育機関には館長<u>又は場長</u> _____（以下「課長等」という。）を置く。 2 略</p>